

帯広市排水設備改造資金貸付条例施行規程

平成 15 年 1 月 28 日水道事業管理規程第 5 号

改正

平成 17 年 4 月 1 日公営企業管理規程第 10 号

帯広市排水設備改造資金貸付条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、帯広市排水設備改造資金貸付条例(昭和 43 年条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(連帯保証人)

第 2 条 条例第 2 条に規定する連帯保証人は 1 名(貸付けを受けることができる者の完済時の年齢が満 70 歳以上となる場合、申請人の前年の総所得が 120 万円以下の場合、又は改造若しくは設備に要する費用が 100 万円を超える場合にあっては 2 名)とし、次に掲げる要件を備える者でなければならない。ただし、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 十勝管内に居住していること。

(2) 未成年者又は破産者でないこと。

(3) 独立して生計を営んでいること。

(4) 当該年度の初日の属する年の前年(以下「前年」という。)の総所得が 120 万円を超えること。

(5) 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。

(6) 完済時、満 70 歳未満であること。

2 前項に規定するほか、貸付を行う金融機関が認める保証を業務とした機関による保証をもって、連帯保証人に代えることができるものとする。

(申請の手続)

第 3 条 条例第 5 条の規定により資金(条例第 1 条の資金をいう。以下同じ。)の貸付けを受けようとする者(以下「申請人」という。)は、排水設備改造資金貸付申請書(様式 1。以下「申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請人及び連帯保証人の市町村民税及び固定資産税に係る納税証明書並びに所得を証明する書類を添付しなければならない。

(貸付けの決定)

第 4 条 管理者は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請の内容その他必要な事項を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により資金を貸し付けることに決定した者(以下「貸付決定者」という。)には、排水設備改造資金貸付決定通知書(様式 2)により、資金の貸付けを不適当と認めた者には、排水設備改造資金貸付審査結果通知書(様式 3)により、それぞれ通知するものとする。

3 資金は改造又は設備に要する費用の額が 3 万円以下のときは、貸付けしない。

4 条例第 3 条の規定により貸付けすることができる資金は、条例第 2 条の 2 第 1 号に係るものについては総額 400 万円以内、条例第 2 条の 2 第 2 号に係るものについては総額 150 万円以内で決定する。

(工事の施行)

第5条 貸付決定者は、前条の規定による貸付けの決定通知を受けた日から1月以内に工事を完了し、直ちにその旨を管理者に届出なければならない。ただし、管理者がやむをえない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに実地検査を行うものとする。

(貸付決定の取消し等)

第6条 管理者は、貸付決定者が次の各号の一に該当する場合は、貸付けの決定を取消し、又は貸付金額を減額することができる。

(1) 貸付けの決定を受けてから1月以内に工事が完了しないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けの決定を受けたとき。

(3) 前条第2項の規定による実地検査の結果、工事の内容が申請書の内容と著しく相違するとき。

(4) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

(貸付金の交付等)

第7条 管理者は、第5条第2項の規定による実地検査終了後、排水設備改造資金交付通知書(様式4)により貸付決定者に貸付金の交付等を通知し、貸付金の交付を行うものとする。

(貸付金の償還回数)

第8条 貸付金の償還回数は、1回の償還金3,000円を最低基準として管理者が定める。ただし、管理者が特に認めるときは、1回の償還金の最低基準を2,000円にすることができる。

(一時償還)

第9条 管理者は、貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号の一に該当する場合には、償還期日前であっても貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けを受けたとき。

(2) 借受人が市外に転出したとき。

(3) その他管理者が特に必要と認めるとき。

(届出等)

第10条 借受人又は連帯保証人が次の各号の一に該当することになった場合には、借受人(借受人が死亡した場合には、連帯保証人)は、速やかにその旨を管理者に届出なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 住所、氏名、職業又は勤務先を変更したとき。

2 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は第2条に規定する要件を具備しなくなったときは、速やかに連帯保証人を定め、又は変更しなければならない。

(賠償の責任)

第11条 第6条の規定により貸付決定の取消等を行った場合、又は第8条の規定により一時に償還させた場合において、貸付決定者又は借受人に損害を及ぼすことがあっても、管理者は、賠償の責を負わない。

(事務の一部委託)

第 12 条 貸付金の交付及び償還金の収納事務については、管理者の定める金融機関に委託し、その事務取扱方法等については、別に締結する委託契約の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、廃止前の帯広市排水設備改造資金貸付条例施行規則の規定に基づいてなされている行為については、施行後のこの規程に基づいてなされた行為とみなす。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日公営企業管理規程第 10 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。